

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

今回の給付金は下記の「不足額給付1」「不足額給付2」のいずれかに該当する方が対象者となります。

不足額給付1

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方**

【受給要件】以下の①～④全てを満たすこと

- ①基準日(令和7年1月1日時点)でお住まいの自治体の課税台帳に記録されている
- ②令和5年中及び令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えない
- ③令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付(10万円)」や「非課税世帯への給付(3万円)」を受給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割(定額減税前)課税世帯となっていない
- ④令和6年度個人住民税所得割において、課税される所得があるのに未申告ではない

【給付額】

本来給付すべき額(令和7年に計算した控除不足額)から令和6年に支給すべき調整給付額を引いた額

不足額給付2

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

【受給要件】以下の①～④全てを満たすこと

- ①令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
 - ②税制度上、「扶養親族」の対象外であること(青色申告事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円を超えるもののいずれかであること)
 - ③本人としても扶養親族としても令和6年度に実施された定額減税補足給付金(調整給付)の対象者に該当していないこと
 - ④低所得世帯向け給付金(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと
- ※低所得世帯向け給付金とは、以下に掲げるものをいう。
- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
 - ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
 - ・令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金(10万円)

【給付額】

1人当たり原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

裏面のフローチャートを参照いただき、**B**に該当した方は、下記の方法により同封の確認書の提出をお願いします。

提出方法

Bに該当の方は、口座情報などの確認が必要なため、確認書もしくは申請書(*)の提出が必要です。

確認書に必要書類を添えて提出期限までに郵送またはオンラインでの提出が必要です。

*確認書が送付されなかった方で、受給要件に該当する可能性があると思われる方は、「申請書」による自治体への申請が必要です。申請書については、お住まいの自治体で用意しておりますので、取得方法や申請方法は自治体へお問い合わせください。

提出期限

令和7年10月31日(金)まで 当日消印有効
早めの提出をお願いします。審査が終わり次第順次振込予定です。

オンラインでも確認書の提出・受付状況の確認ができます!

下記の二次元バーコードから、オンライン専用サイトにアクセスしてください。

<注意事項>

- ※お客様番号はお手元に届いた「確認書」に記載しています。
- ※代理受給の場合はオンライン申請はできません。
- ※メールアドレスがない方は利用できません。
- ※オンラインと郵送の両方で申請された場合は、先に受理した申請を優先します。



問い合わせ先

**給付金
コールセンター 050-3623-0320**

(通話料がかかります。)

受付期間 令和7年10月31日(金)まで 受付時間 8:30～17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く)

対象確認フローチャート

あなたが給付金受給要件に該当するかを確認する簡易フローチャートです。
個別事情により判断できない場合は、コールセンターもしくは各自治体担当窓口にお問い合わせください。

令和7年(2025年)1月1日時点で、現在お住まいの自治体に住民票がある。または、住民票はないが、令和7年度個人住民税が現在お住まいの自治体で課税・非課税決定されている。

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

はい

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員として該当した。(給付を受けた)

はい

×【対象外です】

令和5年度住民税非課税(均等割のみ課税)世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税(均等割のみ課税)世帯となった世帯への給付の対象世帯であったため対象外です。

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

×【対象外です】

令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

いいえ

×【対象外です】

定額減税しきれているため対象外です。

以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者(白色)
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

いいえ

×【対象外です】

扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

「不足額給付2」の受給要件に該当すると思われます。

公金受取口座の登録がある、または令和6年に実施の調整給付金を受給したなど、現在お住まいの自治体で給付に必要な情報が把握できる。

はい

A

Aの方は、支給が確定していますので手続きは不要です。7月下旬頃に「支給のお知らせ通知」を送付しますのでお待ちください。

いいえ

B

Bの方は、今回確認書を送付させていただいた方です。このチラシ反対面中央の提出方法により確認書を提出ください。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください!

国税庁・税務署や自治体から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・ATM自分で操作して、自治体から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・メールやショートメッセージ(SMS)でURLをクリックして給付金の申請や案内をすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めるこ

おかしいな、と思ったら一人で悩まず最寄りの消費生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。